

日本学生支援機構 リーフレット の配付に際して 注意事項

① 2024年度より

「高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付奨学金)」の支援対象が拡大

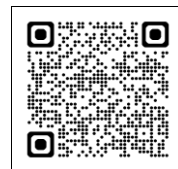
給付型奨学金は、支給額も私立・自宅外通学になると年額にして約91万円にもなります。

また、給付型奨学金と併せて、授業料と入学金の支援もあります。

(給付型奨学金又は授業料等減免と第一種奨学金の貸与の両方を受ける場合、月額制限あり)

② 令和9年4月に大学、短期大学、専門学校に進学する(または、高等専門学校4年に編入学する)で、経済状況及び学力(成績・学修意欲など)の条件に合う人が対象です。

③ さらに、2025年度から多子世帯の場合、所得制限なく授業料・入学金が免除になります。(金額の上限あり) 予約採用の申込が必要です。学力要件は給付型奨学金に準じます。



奨学金事業の充実：文部科学省 (mext.go.jp)

④ お金に関する大切な内容のため、リーフレットは必ず家族の方にも見せてください。 そして、奨学金の申込について家族で相談してください。

⑤ リーフレットの中面にある(Point4) 進学資金シミュレーターのQRコードからは、支援額が試算できるシミュレーションのツールを利用できます。 自分が支援対象になりそうかを確認してみましょう。

⑥ リーフレットの裏面にあるQRコードで、LINE公式アカウント「高等教育の修学支援」に登録して、制度の概要を確認しておきましょう。

⑦ リーフレットの中面にある(Point1) QRコードで、進学を希望する学校が支援の対象か、文部科学省のホームページで必ず確認しましょう。

⑧ 給付型奨学金の条件に合わなくても、貸与型奨学金もあり、同時に募集も行います。

⑨ 国の奨学金の申込みには、マイナンバーの提出が必要ですので各自確認しておいてください。 マイナンバーカードを所持していなくても、マイナンバー(12桁の個人番号)はございます。

※「2027年度(令和9年度)大学等奨学生 予約採用」に申込みをされなかった場合も、大学等進学後に 同条件で 進学先にて「在学採用」として 申し込むことができます